



平成27年5月27日

各 位

会 社 名 藤倉ゴム工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中 光好  
(コード番号5121 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 神山 幸一  
(TEL 03-3527-8111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第136回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、非業務執行取締役および監査役に適切な人材を登用し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）および監査役との間に責任限定契約を締結することができるようにするため、下記の通り、現行定款に責任の一部免除等に係る第25条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

取締役との責任限定契約に係る規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。

- (2) 上記規定の新設に伴い、現行の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月26日

以 上

【別紙】

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>第1条～第24条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第1条～第24条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（取締役の責任免除）</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第426条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第25条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第26条～第31条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（監査役の責任免除）</p> <p><u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第31条～第36条（条文省略）</p>	<p>第33条～第38条（現行通り）</p>

以上